遵守事項一覧

番号		遵守事項
・仲介契約・FA契約の締結		
1	\square	業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結する。
2	\square	契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項ついて明確な説明を行い、
		依頼者の納得を得る。説明すべき重要な点は以下のとおりである。
(1)	\square	・譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を
		締結し、一方のみに助言するFAの違いとそれぞれの特徴
(2)	\square	・提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)
(3)	\square	・手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)
(4)	\square	・秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の
		一部解除等)
(5)	\square	・専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
(6)	\square	・テール条項(テール期間、対象となるM&A 等)
(7)	\square	•契約期間
(8)	\square	・依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記するには、当該中途解約に関する事項
•最終契約の締結		
3	\square	最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促す。
・クロージング		
4	\square	クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金された
		ことを確認する。
5		依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FAに対して明確にした上、これを妨げるべき
		合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めること
		を許容する。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密
		保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に 配慮する。
6		専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月~1年以内を目安として
0		定める。
7		依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等
,	V	(口頭での明言も含む。)も設ける。
・テール条項		
8	\square	テール期間は最長でも2年~3年以内を目安とする。
9		テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り
,		受け側のみに限定する。
・上記以外の中小M&A ガイドライン記載事項について		
10	\square	上記の他、中小 M&A ガイドライン中、「M&A 専門業者」に関する記載事項について中小 M&A ガイドライン
		の趣旨に則った対応をする。